

(表面)

第一片

第二片

第三片

<p>(受取人、住所、氏名)</p>	<p>〇〇年金送金通知書</p> <p>あなたの年金は、下記のとおり支払います。</p> <p>氏名 _____</p> <p>支払開始日 令和 年 月 日</p> <p>年金の種類 _____</p> <p>年金証書の基礎年金番号・年金コード _____</p> <p>〔金額 _____ 円〕</p> <p>支払店 _____ 銀行 _____ 店 _____ 郵便局 _____</p> <p>領 収 証</p> <p>上記の金額を受領しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏名 _____</p> <p>官署支出官 厚生労働省年金局 事業企画課長</p>	<p>左の金額を左面記載の支払店でお受け取りください。</p> <p>(注意事項)</p> <p>1 この通知書の受領後、盗難等のためこの通知書により第三者がその支払を受けたときは、通常の場合、国はあなたに対しお支払できないこととなりますので、払戻しを受けるまでは大切に保管してください。</p> <p>2 この通知書を亡失したときは、直ちに左面記載の支払店に支払の停止を請求してください。</p> <p>この場合、その支払がまだなされていないときは、左面記載支払店を経由して発行官署へ届け出てください。</p> <p>3 受取人は、領収証欄に日付及び氏名を記入し、年金証書と一緒に支払店に差出してください。</p> <p>4 左面記載の支払開始日から1年を過ぎますと表記の支払店では支払を受けられません(その場合は左面記載の取扱官署にお申出ください)。</p>
--------------------	---	---

第一片

(裏面)
第二片

第三片

	<p style="text-align: center;">委 任 状</p> <p style="text-align: center;">標記の金額の受領を下記の者に委任しました。</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">(代理人)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">(受給者)</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p>	
--	---	--

備考 1 用紙の各片の大きさは、はがきの大きさとし、三面圧着式又は一面はがきの形式とする。

2 金額欄は、上記内容のほか、必要な金額を記述することができる。

3 注意事項は、上記内容のほか、必要な事項を記述することができる。

4 書面には当該送金にかかる年金の種類を記載することができる。

5 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律（平成21年法律第37号）に基づき保険給付遅延特別加算金及び給付遅延特別加算金の送金に係る通知をする場合においては、「〇〇年金送金通知書」とあるのは「〇〇加算金送金通知書」と、「あなたの年金は」とあるのは「あなたの加算金は」と、「年金の種類」とあるのは「加算金の種類」とする。

6 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づき老齢年金生活者支援給付金及び補足的老齢年金生活者支援給付金、障害年金生活者支援給付金並びに遺族年金生活者支援給付金の送金に係る通知をする場合においては、「〇〇年金送金通知書」とあるのは「年金生活者支援給付金送金通知書」と、「あなたの年金は」とあるのは「あなたの給付金は」と、「年金の種類」とあるのは「給付金の種類」と、「厚生労働省年金局事業企画課長」とあるのは「厚生労働省大臣官房会計課長」とする。